

技術評価基準

1. 適用

本基準は、一般社団法人日本社会基盤安全技術振興協会（以下、あんしん協と称す）が普及・定着を推進する技術（以下、普及推進技術と称す）の評価に適用する。

2. 目的

本基準は、あんしん協の普及推進技術に適合する技術か判断することを目的とする。

3. 技術評価委員会

技術評価委員会は、別途定める「普及推進技術評価応募要領」にて応募があった場合は、都度委員長と委員を設定する。構成は、委員長および2名以上の委員からなり、委員長は理事会で選任し、理事会で承認を受ける。理事会により選任された委員長は、技術評価委員会を設置するとともにあんしん協会員の中で応募者と利害関係の無い者から2名以上の有識者を委員として選任する。なお、技術評価委員会の委員長および委員の氏名・所属は理事会を除き非公表とする。

4. 守秘義務

技術評価委員会の委員長および委員は、評価対象技術および評価結果について技術評価委員会および理事会関係者以外に漏洩することを禁止する。

5. 評価方法

技術評価は、以下に示す1次審査と2次審査の二段階で行い、2次審査の結果を理事会に報告する。

6. 1 1次審査

1次審査では、まず応募技術の知財権の所在と法規制に適合することを確認したうえで公的団体として普及を推進することの妥当性を検証する。

次に応募技術の原理、適用方法、試験データに基づき普及推進技術に適合するか検討する。

1次審査で適合とした技術は、2次審査の対象とする。なお、審査に必要なデータが不十分と認められた場合には、申請者に追加のデータを求める。

6. 2 2次審査

2次審査では、実際の対象物に対する実証試験を通じ、原則以下に示す項目で評価を行う。

(評価項目)

(1) 性能・効果

応募技術が有する性能・効果は、申請者が実施する実験またはプレゼンテーション等で検証する。

(2) 適用方法

実際の施設・設備に適用する場合の方法を具体的に確認し、その妥当性を検証する。

7. 適合証の交付

1次、2次の審査で認定され、ある名称が認証されたら、条件を明確にして理事会に報告する。理事会で「普及推進技術」として認められた技術には、登録時に「普及推進技術適合証」を交付する。

8. 本基準の改廃

本基準の改廃は、技術評価委員会の議を経て、理事会の議決を必要とする。

改訂履歴

2021年4月1日 新規制定

以上